

地方公共団体金融機構 第46回経営審議委員会会議録

1 日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月9日(月) 11時00分～12時15分

(2) 場所

地方公共団体金融機構 第一特別会議室(ウェブ会議システム併用)

2 出席委員の氏名

委員長 前田 栄治

委員 林 宏昭(ウェブ会議システムを通じての出席)

〃 勢一 智子(ウェブ会議システムを通じての出席)

〃 玉沖 仁美

〃 上崎 正則

〃 遠藤 尚秀

3 議事の概要

別紙のとおり

以上

地方公共団体金融機構

経営審議委員会委員長 前田 栄治

(別紙) 議事の概要

審議に先立ち、ウェブ会議システムにより、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態になっていることを確認。

1 開会

委員長は、本会議は、地方公共団体金融機構定款第 10 条第 1 項に規定する定足数に達しており、有効に成立している旨を報告したうえで、開会を宣し、議事に入った。

2 議事

- (1) 議案 1 令和 6 年度決算
- (2) 議案 2 令和 7 年度予算の変更について
- (3) 議案 3 地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的事項の変更について
- (4) その他報告事項

事務局 (議案及び報告事項について説明)

委員 議案 3 「基本的事項の変更」について、機構資金の利下げは、地方公共団体にとってありがたいと考えるため、実施していただきたい。機構資金の利回りは、財政融資資金と同水準としているが、金利が大きく変動した場合において、この対応を取るという認識か。また、前提条件として財務の健全性についてどのように判断するのか。

理事長 金利の変動幅としては、財政融資資金と機構資金の貸付利率の算定基準日間の短期間で 15bp 程度以上を動いた場合を想定している。機構設立以来、この短期間で 15bp 以上金利が上昇したのは 8 回あった。また、機構資金の基準利率と財政融資資金の貸付利率との差が 35bp 以上離れたのは、令和 5 年度の 1 回であり、頻繁に発生するとは見込んでいない。近年の決算における当期純利益の額に鑑みれば、たとえ年に数回起こったとしても機構の財務の健全性は保たれると考える。

委員 令和 5 年度に機構資金の基準利率と財政融資資金の貸付利率が 35bp 以上離れた際にはどのように対応したのか。

理事長 35bp 以上離れたのは一部の貸付年限・金利方式の貸付ではあったが、当時は今回ご審議をお願いしているような特例はなかった。このため、当該貸付については、財政融資資金の貸付利率を上回った特別利率で貸付けを行った。

委員 地方支援業務の支援件数の増は、地方公共団体の関心が高まっていると捉えられる。DX をはじめ、地方公共団体のニーズに応じて支援メニューを拡充したことは素晴らしい。引き続き、地方の実情に応じて対応してほしい。地方支援パンフレットは、裏面に分かりやすく「連絡先の一

覧」を追加したこと、文字が大きくされて主要箇所においてメリハリがきいてわかりやすいことや、「利用者の声」も記載されていることなど、改善され馴染みやすくなっており評価したい。

委員 多くの自治体から、より多額の機構資金を貸付けてほしいという声を聞いているが、令和6年度の計画額より実績額が減少している理由は何か。

また、DXの地方支援については、アドバイザー派遣も大事だが、各地方公共団体内でのDX人材の育成を支援していただきたい。

理事長 貸付けは、総務省等から同意を得た事業について実施している。緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業等は、貸付計画を上回って貸付申請があったとしても、貸付けを行っている。実績が計画をやや下回った上下水道については、今般の埼玉県八潮市の事案を受けて、今後増加が見込まれる。引き続き自治体のニーズに応じて貸付けを行っていききたい。

地方公共団体のDXのアドバイザーは、専門家のほか、DXに成功した先進市町村の職員もおり、地方公共団体の人材育成に貢献できるものと考えている。また、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行った場合、総務省が特別交付税措置を行っていることを承知している。

委員 管理勘定は貸付金残高が減る一方となっているが、将来的に皆減なのか、一般勘定に置き換わっていくのか。

また、人口減少が進展する中でも、過疎対策事業債を従来どおり発行していくことになるのか。

理事長 管理勘定は、公庫時代に貸付けたもので、貸付金は年々減少しゼロになる。

過疎対策事業債については、高齢化が進む中でニーズは高まっている。機構としては、市町村のニーズを踏まえ、適切に対応していきたい。

委員 議案3「基本的事項の変更」について、不確実な市場環境の中で必要な改正と考える。この対応は、理事長の裁量の範囲で自由に実施していただいてもよいが、実施した際には、事後報告をするなど透明性を確保することも重要である。検討をしていただきたい。

また、地方支援においては、人口減少が進む中で、地方公共団体では職員も少数精鋭で事業を実施していくことになり、人材育成は重要。引き続き、地方公共団体への支援に努めるとともに、未利用団体への支援拡大に向けて、都道府県単位や連携中枢都市等を核とした複数の市町村単位で研修会を開くなど、支援を利用するためのきっかけ作りを行ってほしい。

報告5「サステナビリティに関する考え方及び取り組みの開示について」について、「係長級にある者にしめる女性労働者の割合」が比較的高いが、機構で女性活躍の取組について何かしていることがあれば教えてほしい。

理事長 機構では、プロパー職員の採用を行っており、女性職員を一定数確保してきた。プロパー職員が係長級へと育ってきた結果と受け止めている。

未利用自治体への支援に向けては、パンフレットをリニューアルしたところであり、これを活用していきたい。広域単位での研修開催も要請があれば対応したい。

委員長 近年、市場環境や経済情勢が大きく変化する中、機構は、各業務で工夫をして対応していると評価する。

今後も、「金利のある世界」で市場環境は変動し、上・下水道の更新の本格化など自治体のニーズの変化にも対応していく必要がある。また、国においては、近々、地方創生 2.0 の基本構想も決定されるとのこと、機構においては、アンテナを高くして、適切に対応していただきたい。

また、今回の基本的事項の変更に基づく対応を取った場合には、事後報告を行っていただきたい。

理事長 この対応を取った場合においては、定期的に報告することとしていきたい。

委員長 最後に、地方公共団体金融機構法第 32 条第 5 項の委員会の意見書について、私の方で意見書（案）を作成したので、今から配付する。

（意見書（案）を配付）

委員長 この意見書（案）についてご異議はあるか。

（異議なし）

委員長 ご異議ないことから原案のとおりとする。この意見書については、代表者会議にて報告いただきたい。

3 閉会

委員長は、議事を終了し、閉会を宣した。

以上